

建築基準法第 86 条の 5 第 2 項の規定により、次の一団地内の建築物の認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 16 年 4 月 1 4 日

京都市長 梶本 頼兼

認定取消番号	認定取消年月日	一団地の位置
1 1 - 0 0 1	平成 16 年 4 月 9 日	京都市南区吉祥院三ノ宮町 121 番地 1 及び 121 番地 2

(都市計画局建築指導部指導課)